

一般社団法人日本クラリネット協会

定 款

平成22年12月24日定款作成
平成23年 1月12日定款認証
平成23年 2月 1日施 行
平成27年 4月 4日一部改定
平成29年 4月 8日一部改定
平成30年 4月 1日施 行

一般社団法人日本クラリネット協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本クラリネット協会と称し、英文では Japan Clarinet Association (略称「JCA」)と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。
2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、クラリネットの演奏活動を通じて、音楽全般の向上と普及を図り、会員相互の親睦を図ると共に、世界のクラリネット界との友好促進を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)クラリネット演奏活動の奨励および顕彰
(2)研究発表会、演奏会、講演会等の開催
(3)国内関係団体、外国音楽団体およびそれらの関係者との連絡、交流
(4)会報、会員名簿の発行、当法人の事業に関する図書 of 刊行および広報活動ならびに当法人事業関係資料の維持・管理
(5)その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員及び学生会員(以下「正会員等」という。)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・一般財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 クラリネットを愛し当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2)学生会員 クラリネットを愛し当法人の目的に賛同して入会した学生

- (3) 賛助会員 当法人の趣旨に賛同し、事業達成に寄与する法人または団体
- (4) 名誉会員 国籍の如何を問わず我国のクラリネット界に貢献した者で、社員総会の決議をもって推薦された者

(入会)

第8条 当法人の会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。但し、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、当法人の事業活動に経済的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(休会)

第10条 会員が、海外留学などの事由により日本国内において当法人の活動に参加することができない場合、予め休会届を理事長に提出することにより、3年を限度として休会を認め、会費納入を免除する。

(任意退会)

第11条 会員は、理由を付した退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第21条第2項に定める社員総会の特別決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員等が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第16条 社員総会は、正会員等をもって構成する。

2 社員総会における議決権は正会員等1名につき1個とする。

(権能)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分の承認
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・一般財団法人法及び定款に規定する事項

(開催)

第18条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員等の議決権の5分の1以上を有する正会員等から、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第19条 社員総会は理事長が招集する。ただし、すべての正会員等の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を開催日とする臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに正会員等に通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員等が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等の支障があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総正会員等の議決権の3分の1を有する正会員等が出席し、出席した正会員等の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理・書面による行使)

第22条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員等は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員等を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員等は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員等が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員等の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員等の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員等の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、これに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(種類及び定数)

第25条 当法人に次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上50名以内
 - (2)監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長とし、2名以内を副会長、2名以内を副理事長、10名以内を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の理事長を一般社団・一般財団法人法上の代表理事とし、副理事長、常務理事をもって一般社団・一般財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事は正会員のうちから、社員総会において選任する。

- 2 監事は正会員のうちから、社員総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事のうちから、正会員の選挙により選任する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって、理事のうちから選任する。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

- 2 会長は、当法人の業務全般を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 6 常務理事は、副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1)会計を監査すること。
 - (2)理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3)会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会に報告すること。

(任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事とし

ての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第30条 理事及び監事は原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第5章 永久名誉会長・名誉会長・顧問・相談役・会友

(永久名誉会長及び名誉会長)

第31条 当法人は特に功績のあった会長に対し、永久名誉会長の称号を追贈することができる。

2 永久名誉会長の称号の追贈は、理事会の推薦により、社員総会の承認を経て決定される。

3 当法人に名誉会長を置くことができる。

4 名誉会長は、理事会の推薦により、社員総会の承認を経て決定される。

(顧問及び会友)

第32条 当法人に顧問(特別顧問、法務顧問、会計顧問等)及び会友を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。ただし、その任期は役員の任期と同じとする。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ社員総会、理事会等に出席し、意見を述べるることができる。

4 会友は、我国のクラリネット界及び当法人に貢献した者で、正会員等の推挙を受けた者より理事会の承認を経て決定される。

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
- (3) 一般社団・一般財団法人法第101条の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

2 理事長は、前条第1項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第41条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般社団・一般財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 基金の拠出者は、当法人が解散するまではその返還を請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、定時社員総会の決議に基づき基金の全部又は一部を返還することができる。

(基金の返還の手続)

第44条 前条第2項の基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・一般財団法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第46条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第47条 当法人の経費は、資産を持って支弁する。

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第49条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第51条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第52条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、社員総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第54条 当法人は、一般社団・一般財団法人法に規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第55条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、次の各号にて掲げるものに贈与するものとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 公益社団法人又は公益財団法人

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第56条 当法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会は、その決議により、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第57条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 附 則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(最初の事業年度)

第59条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成24年1月31日までとする。

(設立時役員)

第60条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	山本	正治
設立時理事	野崎	剛史
設立時理事	十亀	正司
設立時理事	大塚	精治
設立時理事	金子	理志
設立時理事	下澤	達雄
設立時監事	齊藤	明

(設立時社員)

第61条 当法人の設立時社員の氏名又は名称、住所は以下のとおりとする。

設立時社員1 住所 東京都杉並区宮前3丁目7番23号

氏名 山本 正治

2 住所 東京都狛江市駒井町1丁目29番8号

氏名 大塚 精治

(日本クラリネット協会の会員等)

第62条 従前の日本クラリネット協会の会員である者は、第7条に定める会員種別に従って、当法人の会員とする。ただし、従前の日本クラリネット協会の会員である者で、当法人の会員となることに同意しない者を除く。

2 従前の日本クラリネット協会に属した権利義務の一切は、当法人が承継する。

(法令の準拠)

第63条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・一般財団法人法その他の法令に従う。

【定款変更履歴】

平成23年 2月 1日 施行

平成27年 4月 4日 一部改定(第34条の変更)

平成29年 4月 8日 一部改定(第5章の削除他)